

別表1 (その1)

番号	事業名	助成金交付の対象となるもの	助成金交付の対象経費及び交付の基準		代表理事の承認を必要とする重要な変更		要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限		要綱第9に規定する実績報告書に添付する書類	添付書類の様式
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	添付書類	提出期限		
1-1.	林業事業体就労環境改善支援事業	認定林業事業体	経営指導等の専門家への指導委託経費及び目的達成に資する取組みへの助言や指導等のための専門家への委託経費並びに指導後の改善状況等の確認とフォローアップのための専門家への指導委託経費の一部	就労環境改善目的の指導委託等に要する経費（10分の10）。但し1事業体50万円を助成限度。また、フォローアップ等のための指導委託に要する経費の3分の2以内。但し1事業体40万円を助成限度。			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
1-2.	就労環境整備促進事業	認定林業事業体	通年雇用かつ月給制の森林整備担い手の健康保険に係る経費の一部及び安全衛生活動経費の一部	1人当たり月額2,000円以内 （通年雇用に必要な事業量を他の認定事業体との協働化協定等により確保している場合は1人当たり月額4,000円以内、但し1事業体72万円を上限） 安全衛生活動経費の2分の1以内 （1事業体当たり6万円を上限）			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
1-3.	就労環境整備支援事業	認定林業事業体	森林整備担い手の就労環境改善目的の簡易トイレや現場休憩所のリース・レンタル料の一部	リース・レンタル料の2分の1以内。但し1事業体10万円を助成限度。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
1-4.	雇用促進支援事業	認定林業事業体	新規就業者に対する住宅手当及び技術習得等の育成経費の一部	住宅手当の2分の1以内。但し1人当たり月2万円を上限。 育成経費1人当たり月額5,000円。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による

別表1 (その2)

番号	事業名	助成金交付の対象となるもの	助成金交付の対象経費及び交付の基準		代表理事の承認を必要とする重要な変更		要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限		要綱第9に規定する実績報告書に添付する書類	添付書類の様式
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	添付書類	提出期限		
2-1.	林業機械リース・レンタル支援事業	認定林業事業体	高性能林業機械等のリース・レンタル料の一部。管理料及び保証料は助成しない。	リース・レンタル料の5分の1以内。但し1事業体60万円を助成限度とする			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
2-3.	林業機械作業システム新規導入等支援事業	認定林業事業体	高性能林業機械による作業システムの新規導入検討又は公社分収林企画提案型利用間伐等促進事業地を活用した試行的高性能林業機械のリース・レンタル料の一部。管理料及び保証料は助成しない。	リース・レンタル料と公社所有機械の貸付料との差額の4分の3以内 但し作業システムの新規導入については助成対象期間は2か年間（1か年当たり、1施業地分）			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
3-1.	森林施業プランナー等育成研修奨励事業	認定林業事業体等	研修受講者の賃金相当額の一部	1日当たり1万円以内			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
3-2.	森林施業プランナー等認定奨励事業	認定林業事業体等	森林施業プランナー一次試験合格者及び二次試験合格者及び森林経営プランナー認定者に係る奨励金。	森林施業プランナー一次試験合格者1人当たり2万円、二次試験合格者1人当たり3万円。 森林経営プランナー認定者1人当たり2万円。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
3-3.	森林施業プランナー活動支援事業	認定林業事業体等	認定森林施業プランナーが初めて森林施業プランナー活動を行う際の活動経費の一部	森林施業プランナー1人当たり年6万円以内とする。ただし、3年以内で1人1回限りとする。			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による

別表1 (その3)

番号	事業名	助成金交付の対象となるもの	助成金交付の対象経費及び交付の基準		代表理事の承認を必要とする重要な変更		要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限		要綱第9に規定する実績報告書に添付する書類	添付書類の様式
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	添付書類	提出期限		
3-4.	森林施業プランナー活動推進奨励事業	認定林業事業体等	森林施業プランナーを中心に概ね10ha以上の主伐・再造林及び利用間伐のための集約化を行った認定事業体に対する集約化費用の一部	森林施業プランナー1人当たり20万円以内。但し1事業体2人までとし、集約化に直接従事するプランナーに限る。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
3-5.	公社造林森林施業プランナー育成実践モデル事業	認定林業事業体等	公社造林地を対象に森林施業プランナーが間伐推進を図った場合の奨励金。スキルアップを図るための研修費用も含む	森林施業プランナー1人当たり年5万円とする。また、事業体経費として1事業体当たり年1万円。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
4-1.	フォレストワーカー育成研修支援事業	認定林業事業体等	研修参加経費の一部	特別教育等受講料の4分の1以内			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
4-2.	フォレストワーカー育成研修奨励事業	認定林業事業体等	研修受講者の賃金相当額の一部	1人当たり日額1万円以内			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
4-3.	フォレストワーカー等研修交流支援事業	認定林業事業体	フォレストワーカー等の研修・交流に係る経費の一部	研修者1人当たり日額1万円以内。また研修先謝金として日額1万円以内。但し研修実施事業体への助成は12万円を限度。			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
4-4.	現場指導者育成支援事業	認定林業事業体	現場指導者育成研修受講者の賃金相当額の一部及び成果発表会等を事業体で開催する場合の開催に要する経費の一部	研修者1人当たり日額1万円以内。また成果発表会経費として1事業体当たり5万円。			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による

別表1 (その4)

番号	事業名	助成金交付の対象となるもの	助成金交付の対象経費及び交付の基準		代表理事の承認を必要とする重要な変更		要綱第4に規定する申請書に添付する書類及び申請書の提出期限		要綱第9に規定する実績報告書に添付する書類	添付書類の様式
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	添付書類	提出期限		
5-3.	フォレストリーダー等 キャリアアップ支援事業	認定林業 事業体	フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、森林施業プランナー認定者に対し支給する能力手当の一部 また、技能検定1級及び2級合格者並びに日本森林管理技術・技能審査認定協会によるランク4以上の認定者の勤務する認定事業体に対する技術指導費	能力手当支給額の2分の1以内で1能力手当当たり月額5,000円を限度。技術指導費として技能検定2級合格者1人当たり月額3,000円、それ以外の合格者等1人当たり月額5,000円。助成対象期間は5か年を上限。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
5-4.	緑の担い手育成技能講習等支援事業	認定林業 事業体等	業務に必要な技能講習及び特別教育等（林業技能検定も含む）の受講料の一部	特別教育等受講料の2分の1以内 林業技能検定は、学科試験・実技試験ごとに受験者が合格した場合に助成			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
5-5.	インターンシップ等支援事業	認定林業 事業体	インターンシップ及び職場見学又は就労体験者の指導に係る経費の一部	インターンシップ1日当たり5,000円及び研修生宿泊1泊当たり2,200円。職場見学又は就労体験1日当たり10,000円。			1 事業成績書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による
6-1.	求人等広報活動支援事業	認定林業 事業体	新規就業者確保を目的とした求人広告等の外部委託を含む活動経費の一部	活動経費の2分の1以内 ただし、1事業体当たり20万円を限度			1 事業計画書	事業実施通知の都度代表理事が定める	1 事業成績書	別表2の様式による